

申請に対する処分

処分名	物品の購入等に係る入札参加資格審査の申請
根拠法令	物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱
所管課	会計課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

物品購入及び自動車検査に係る入札に参加を希望する人又は団体

(2) 申請の方法

代表者が入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて提出する。

ア 営業概要書

イ 登記簿謄本及び定款（法人の場合に限る。）

ウ 身分証明書（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表

キ 償却資産申告受理証明書

ク 指定証書又は認証証書の写し（自動車検査の場合に限る。）

(3) 許認可等の要件

審査の結果、入札参加の相手方として適格でないと認められた場合

（適格でないと認められた場合の事例）

ア 入札参加を希望する業種に関し、法令上必要な要件を備えていないと認められる場合

イ 入札参加を希望する業種に関し、適正な業務を行う能力を備えていないと認められる場合

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる場合

エ 申請書及び添付書類について故意に虚偽の記載をしたことが認められる場合など

2 標準処理時間

原則として30日以内